# 大切な 祝 のお知らせ

問三戸町役場 税務課 ☎ 20-1118

### 納税相談・収納業務の時間延長

- ◆日 時 1月28日(木)·1月29日(金) 午後5時~午後7時
- ◆場 所 三戸町役場1階 税務課

2月1日 同は国民健康保険税7期の納期限です。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な時は、 納税の猶予などの制度がありますのでお早めにご相談ください。

# 便 利な振替納税をしましょう

町税は口座振替(通帳自動引落し)ができます。ご希望の人は役場税務課、または各金融機関窓口へお問い合わせください。(通帳とお届けの印鑑が必要です)

※ 今年度は、約 1,270 人が町税を通帳自動引き落としで納めています。(令和 2 年 10 月末)

# ■座振替で町税をお納めの皆さまへ

省資源化の推進および経費削減のため、町税口座振替済通知書の送付を廃止しております。

◆□座振替の結果はどう確認するの?

各税の納期限日に自動引落しされますので、預貯金通帳にてご確認ください。なお、残高不足などにより引落せなかった場合は、「口座振替不能通知書」が届きますので、同封の納付書でお納めください。

◆軽自動車税の□座振替について

軽自動車税につきましては、車検(継続検査)に必要な納税証明書を6月にご自宅へ郵送します。

◆確定申告で国民健康保険税額を記入する場合は?

通帳をご確認のうえ、令和2年1月から12月の国民健康保険税の納税額を社会保険料控除額として 記入してください。

昨年中の国保税納付額が不明な際は、税務課へお電話いただければご自宅へ「納付確認書」(令和2年中の国保税納税額がわかる書類)を無料で郵送します。納税者ご本人が税務課窓口で申請し、受け取ることもできます。 ※ 印鑑のほか、運転免許証または保険証など本人確認できるものが必要です。

#### 固定資産税(償却資産)申告書の提出について

法人や個人で事業を行っている人は、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況について申告が必要です。期日までに提出してくださるようお願いします。

- ◆提出期限 2 月 1 日例まで ◆提出先 三戸町役場 税務課
- \*償却資産とは事業用に使用する構築物や機械、器具、設備などのことです。土地や家屋、自動車税や 軽自動車税の対象となる車両などは除きます。

【具体例】小売業の自動販売機、看板、レジスター、飲食店の厨房設備、製造業の製造設備、コピー機、 太陽光発電設備など

- \*償却資産の増加・減少がない人も申告が必要です。
- \*新たに申告が必要となる人で、申告書をお持ちでない人は税務課までお問い合わせいただくか、町ホームページでご確認ください。

#### 新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度固定資産税の軽減措置について

事業収入が減少した中小事業者等の税負担軽減のため、令和3年度課税分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税を軽減します。

#### ◆軽減割合

令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の 同期間と比べて減少している場合、以下のとおり軽減します。

30%以上 50%未満減少している人	2分の1
50%以上減少している人	全額

- ◆提出期限 2月1日/月まで ◆提出先 三戸町役場 税務課
- \*土地および非事業用家屋は対象となりません。
- \*事前に認定経営革新等支援機関など(税理士、公認会計士、商工会および農協など)で提出書類の確認を受け、確認印が押された申告書を提出してください。
- \*申告書をお持ちでない人は、税務課までお問い合わせいただくか、町ホームページでご確認ください。

